

【Q 年次有給休暇の基準日】

Q 年次有給休暇を付与する基準日は、新規採用後6ヵ月を経過した日となるため、中途採用者が多く休暇管理業務が非常に煩雑となっております。

このため、基準日を統一して休暇管理業務の簡素化を図りたいと思っておりますが、基準日を統一するにはどのような方法があるのか教えてください。

A

労働基準法では、中途採用者に対する年次有給休暇を法律の規定どおり付与すると年次有給休暇の基準日が複数になるため、事務の簡素化等の観点から、一定の要件を満たした場合に、全労働者につき一律の基準日を定めて年次有給休暇を与える斉一的な取扱いを認めています。

一定の要件とは、次のとおりです。

斉一的取扱いにより法定の基準日以前に付与する場合、付与要件である8割以上の出勤について、短縮された期間は全期間出勤したものとみなすこと。

次年度以降の年次有給休暇の付与日についても、初年度の付与日を法定の基準日から繰上げた期間と同じ又はそれ以上に期間、法定の基準日より繰上げること。

1 中途採用者の年次有給休暇（通常の場合）

	採用日	採用日の6ヵ月後	採用日の18ヵ月後	
	6ヵ月	1年	1年	
雇 入 日	(8割以上出勤)	(8割以上出勤)	(8割以上出勤)	
	10日発生	11日発生	12日発生	

2 中途採用者の年次有給休暇（基準日を統一の場合）

全職員の基準日を4月1日とする

	4月1日	4月1日	
雇 入 日	(8割以上出勤)	(8割以上出勤)	
	中途採用者ごとに3月31日までの勤務日数により年次有給休暇付与日数を決定する。(付与数は10日以内)		
	11日発生	12日発生	